

のみ社会福祉法人連絡会規約

(名 称)

第1条 この会は、のみ社会福祉法人連絡会（以下「本会」という。）と称する。

(目 的)

第2条 本会は、能美市内の社会福祉法人の組織化を図り、住民と共に地域の福祉ニーズの解決のため、それぞれの専門性を活かしながら、連携して地域公益活動に取り組むことで、地域福祉の増進に寄与することを目的とする。

(事 業)

第3条 本会は、能美市内において次の事業を行う。

- (1) 会員の連携による情報交換、交流、情報発信のための事業
- (2) 会員の連携による地域の福祉ニーズ把握のための事業
- (3) 会員の連携による地域公益的な事業
- (4) その他、本会の目的達成に必要な事業

(会 員)

第4条 第2条の目的に賛同した能美市内に事業拠点がある社会福祉法人を会員とする。

2 会員は、会費を納入する。会費は一会員あたり年額1万円とする。

(役 員)

第5条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 2名
- (3) 監事 2名

2 会長、副会長及び監事は、総会において、会員の中から互選する。

3 役員任期は、2年後の総会の終結の日までとする。但し、再任は妨げない。

4 補欠により就任した役員任期は、前任者の残任期間とする。

(役員職務)

第6条 会長は、本会を代表し、会務を統括する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長が事故あるときは、会長の指名する順位によりその職務を代行する。

3 監事は、会務の執行状況及び会計の監査を行う。

(総 会)

第7条 総会は、会長が招集し、年1回開催し、次の事項を審議する。

- (1) 事業計画および事業報告に関する事
- (2) 予算および決算の承認に関する事
- (3) 規約の制定、改廃に関する事
- (4) その他、会長が必要と認めた事

- 2 総会の議長は、その都度出席会員の互選により選出する。
- 3 総会の議事は、出席会員の過半数で決し、可否同数のときは議長がこれを決する。
- 4 会長は必要により、臨時総会を招集することができる。

(議事録)

第8条 総会の議事録を作成する。

- 2 出席した会員のうちから選出された議事録署名人2人は、前項の議事録に記名押印する。

(幹事会)

第9条 本会の事業執行にかかる具体的内容について、協議するため幹事会を置く。

- 2 幹事会は、会員の承認を受けた者で構成し、互選により幹事長1名、副幹事長1名を置く。
- 3 幹事会は、幹事長が招集する。
- 4 幹事長は、必要あるときは、オブザーバーとして、会員以外の者を会議に出席させて意見を聞き、または資料の提出を求めることができる。

(専門委員会)

第10条 本会の事業について、個別分野別に継続的に協議、検討、実施する専門委員会を置くことができる。

- 2 専門委員会は、会員に所属する職員で構成する。

(会計年度及び経費)

第11条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

- 2 本会の経費は、会費、助成金、寄付金及びその他の収入をもって充てる。

(事務局)

第12条 本会の事務局は、社会福祉法人能美市社会福祉協議会内に置く。

(その他)

第13条 本会に必要なことは、幹事会において定める。

附 則

- 1 この規約は、令和2年7月9日から施行する。
- 2 設立当初に選任された役員の任期は、第5条第3項の規定にかかわらず、令和4年の総会の終結の日までとする。
- 3 この規約は、令和4年7月1日から施行する。